

第 32 回超音波検査士資格更新をされる方へ

必修講習とは

- ・超音波検査士の資格更新要件として、資格更新時(5年間)までに**必ず1回**は受講していることを必須とする講習です。資格更新単位取得有効期間内に必修講習会を受講していない場合、更新単位を充足していても資格更新ができません。
- ・内容は「医療安全」「医療倫理」「超音波の安全」の3科目90分(各30分)の講習です。2年に1度、内容を見直しリニューアルをしております。単位取得有効期間中の受講であれば、2019年度版又は2021年度版のどちらの講義を受講しても問題はありません。*「2021年度版」は2021年5月22日から配信。

- ・受講方法は3種類です。いずれかの方法にて1回受講をしてください。
 1. 学術集会(総会)でビデオ講習会を受講
 2. 地方学術集会でビデオ講習会を受講
 3. e-learningで受講(各講義について1問ずつ簡単なテストがあります)

[e-learning 受講](#)

- ・資格更新申請締切日(2022年1月31日)までに、受講ができなかった場合は、資格更新猶予申請を行い、次年度の資格更新時まで必ず受講し、次年度に更新手続きを行ってください。
- ・資格更新申請書類を郵送される方は、必修講習を受講した際に発行された「受講修了証明書」を添付してください。
- ・本会会員の方は、受講時に会員として登録された場合、会員ページの『業績・単位ページ』に登録されていますので、ご確認ください。未登録となっている場合、「受講修了証明書」を登録し郵送することで、会員ページに登録することができます。詳細は、[資格更新単位のWeb申請システムについて](#)をご覧ください。

ご不明な点がございましたら下記へご連絡ください。ご連絡の際は、氏名と検査士番号(RMSNo.)もお知らせください。

公益社団法人日本超音波医学会超音波検査士係

mail soumu@jsum.or.jp